

各市町村長 様

福島県こども未来局長  
(公印省略)

子どもの感染拡大防止重点対策の延長に伴う新型コロナウイルス  
感染症対策の徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、令和4年5月16日(月)から5月31日(火)までを「子どもの感染拡大防止重点対策」期間として、子どもへの感染防止対策を重点的に進めてきたところですが、保育所や放課後児童クラブ等の児童関連施設における感染を始め、子どもの感染割合が高い状態が続いていることから、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、対策期間を6月12日(日)まで延長することとなりました。

つきましては、先にお示ししました下記の感染防止対策を引き続き徹底するよう、管内の保育所や放課後児童クラブ等の管理者等に改めて周知願います。

また、先般、厚生労働省から、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されましたので、併せて周知願います。

記

1 保護者の皆さまへ(共通)

- (1) ご家庭では、検温を始め、体調を確認し、喉の痛みなど少しでも症状があるときは登園等を控えること。
- (2) 同居するご家族に感染者が確認された場合は、所属する施設に速やかに連絡し、登園等を控えるなどの検討をすること。

2 施設の設置・管理者の皆さまへ(共通)

- (1) 常に、換気を行うこと。
- (2) 手洗い、手指や多くの人に触れる部分(机、ドアノブ等)の消毒など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- (3) 子どもや職員の体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅させること。

3 保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ

- (1) 発育状況や活動状況等に応じて、マスク着用の有無を適切に判断すること。

※ 2歳未満については、引き続き、マスク着用は奨めない。

2歳以上については、マスク着用を一律には求めない(マスク着用を求める場合でも、無理強いはしない)。

(別添1(令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡)参照)

- (2) 複数のクラスが合同で行う活動は、中止、延期や縮小するなど、方法を検討すること。
- (3) 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じること。

#### 4 放課後児童クラブの設置・管理者様へ

- (1) 会話時のマスク着用を徹底させること。また、正しいマスク着用を指導すること。  
※ 熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での活動を行う場合等には、マスクをはずすなど、一律に着用を求めたり、子どもや保護者の意図に反して無理強いすることにならないよう留意すること。  
(別添2(令和4年5月25日付け内閣府、厚生労働省事務連絡)参照)
- (2) 密集や近距離での活動等は避け、時間や場所を分散すること。
- (3) 小学校と放課後児童クラブは互いに連携し、利用可能である場合は、より広い教室や体育館等(図書館、校庭なども含む)の活用を進めること。
- (4) 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じること。

#### 5 参考

- 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>



- 「保育所における感染症対策ガイドライン」  
(厚生労働省HP、平成30年3月作成、令和3年8月一部改訂)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>
- 「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック(第3版)」  
(全国保育園保健師看護師連絡会)  
<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>
- 社会福祉法人日本保育協会ホームページ  
「保育所における感染症の基礎知識～新型コロナウイルス感染症への対応～」  
<https://www.nippo.or.jp/learn/tabid336.html>

(事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205)